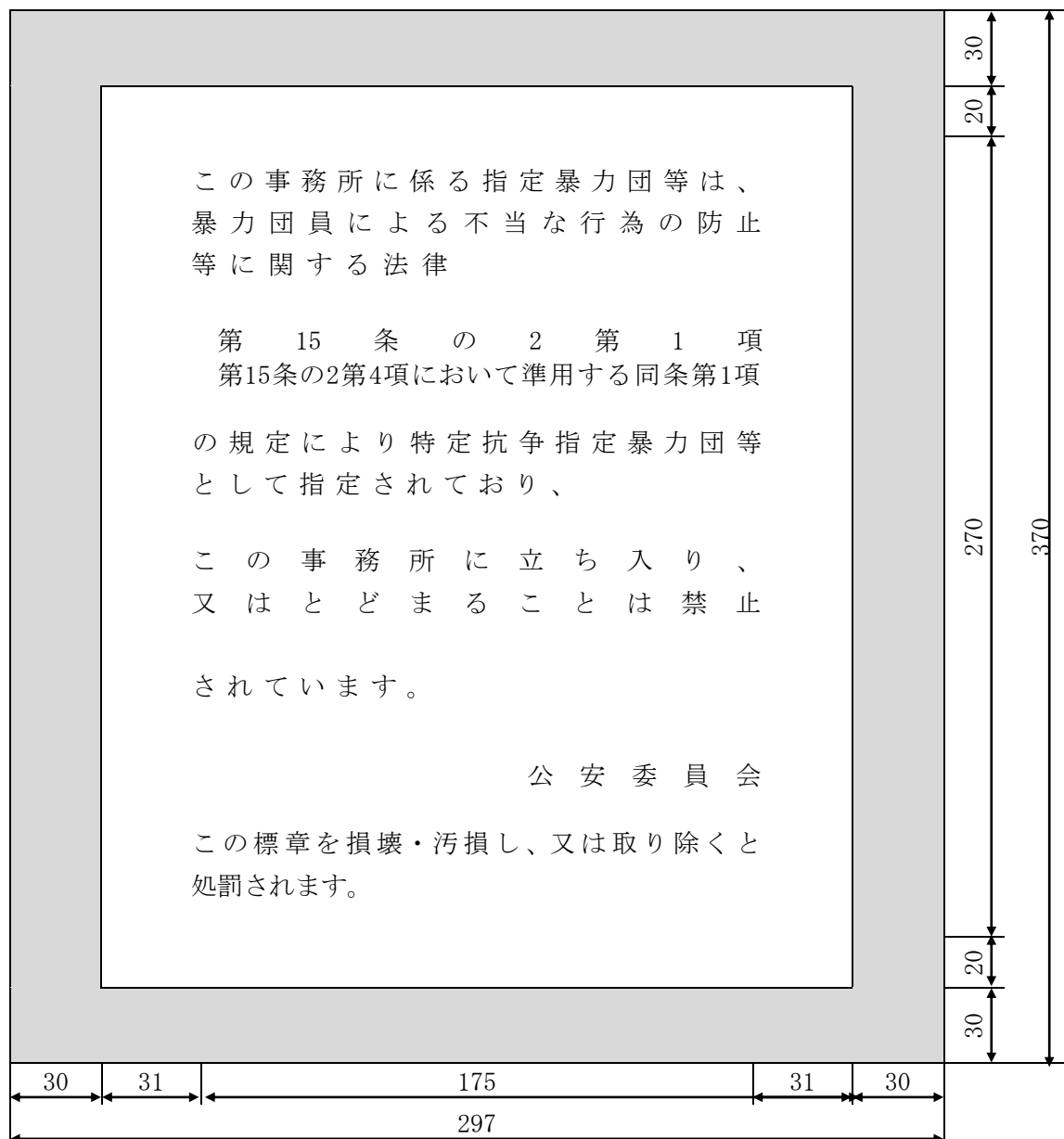


別記様式第15号(第21条の2関係)



- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
- 2 「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
- 3 色彩は、「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」の文字及び枠を赤色、その他の文字を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
- 4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
- 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
- 6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
- 7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
- 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。